

徳島県個人情報保護審査会答申第132号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

令和2年10月8日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R〇. 〇月〇日に私が県（〇〇）に〇〇土地改良区（〇〇判決）を無視して、協力金及び賦課金を強要したと、〇〇署に被害届けを出していると報告通報した書類及び関係書類全部（農山漁村振興課）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年10月22日、実施機関は、本件請求に係る個人情報を保有していないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年10月23日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年11月25日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

条例第20条第3項の規定により次のとおり開示拒否と決定したが、県は、本来あるべき書類（〇〇裁判で判決が出たなかで用水路の権利等がない）と判めいしているのに、住民に協力金及び賦課金の強要している住民及び私から通報しているのに、苦情処理等の書類（伺い書）を出せと要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

1 本件決定の根拠

本件決定は、条例第15条第2号に該当するため開示請求を拒否したものである。

2 本件決定の理由

本件請求により請求された文書は、審査請求人が令和〇年〇月〇日に農山漁村振興課の担当者に、〇〇土地改良区が協力金等を強要したことに関して、〇〇警察署に被害届を出しているとの電話連絡した書類と推測した。

農山漁村振興課の担当者は、審査請求人から電話を受けたが、そのような話は承知していないと口頭で伝え、上司にその旨を口頭で報告した。そのため、これらに係る書類を作成する必要がないと考え、本件請求に係る文書を作成していない。

以上により、本件請求に係る文書は存在しておらず、対象個人情報には保有していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について不存在であると主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、令和〇年〇月〇日に、審査請求人が〇〇土地改良区が協力金及び賦課金を強要しているとして〇〇警察署に被害届が出された旨を農山漁村振興課の職員に電話で話したことを受けて、農山漁村振興課において作成された「苦情処理等の報告書」に類する書類、その決裁文書及び添付資料であると解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関によると、農山漁村振興課の職員は、〇〇土地改良区が協力金等を強要しているとして〇〇警察署に被害届が出された旨を審査請求人からの電話で聞いたが、そのような話は承知していないと口頭で伝え、上司にはその旨口頭で報告したため、本件請求に係る保有個人情報に当たる文書を作成していないとのことである。

イ 実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、電話への対応は意思決定そのものではないことから、対応した記録等を作成するかどうかは、事案ごとに判断することとなり、一律に何らかの公文書を作成すべきこととはなっていない。

ウ 審査請求人は、自らが電話で話したことを受けて作成された「苦情処理等の報告書」に類する書類の開示を求めたものであるところ、農山漁村振興課の職員は、外部からの電話に対応しただけであり、また、上司には口頭で報告していること

からすると、課内での情報共有や上司に報告するために公文書を作成していなくとも不自然ではない。

エ 以上により、本件請求に係る個人情報を保有していないとする実施機関の説明に、特段、不合理な点はなく、本件請求に係る保有個人情報について不存在であるとして行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年11月25日	諮問
令和4年3月11日	審議（第140回審査会）
同 年 5月13日	審議（第141回審査会）

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士，税理士	
松 永 満佐子	四国大学名誉教授	会 長

竹原委員は、徳島県個人情報保護審査会審議要領第14条第1項の規定により、会長の了承を得て本件事案の調査審議を回避した。